

「再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題
行政対応追加検証委員会」の概要

日 時：平成23年12月10日（土） 15：00～16：35

場 所：本館4A会議室

出席者：（委員） 池田委員、磯村委員、渡部委員

（滋賀県）琵琶湖環境部管理監：藤本

循環社会推進課長：中村

最終処分場特別対策室：岡治室長、井口参事、伊藤主幹、

平井副主幹、秦副主幹、川端主任技師

循環社会推進課廃棄物指導担当：田中参事

循環社会推進課廃棄物監視取締対策室：米田参事

（栗東市） 井上課長、梅田主事補

（傍聴者） 3名

（マスコミ） 4社

（出席者数 22名）

司会（事務局）：委員の皆さんこんにちは。それでは、ただいまから、第3回再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会を開会させていただきます。開会にあたりまして、琵琶湖環境部管理監の藤本よりごあいさつを申し上げます。

事務局：委員の皆様方には大変お寒い中、またお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、先だって申しておりました2点の検証につきましての最終の報告案の協議という形でご議論いただくわけですが、いろいろとこの、本日これからまた事務局の方からご説明いたしますこの案の取りまとめにあたりましては、前回の第2回から第3回までの間におきまして、いろいろとご意見の確認なりご協力いただきまして、何とか本日このような形でとりあえず案としてまとめさせていただいたものでございますので、この点につきまして十分ご議論をいただければというふうに思っております。

なお木邊委員につきましては、ちょっと急に体調の方を崩されまして、その関係で本日の出席につきましては出席しかねるという状況になりました。岡治はそのようなことで木邊委員をお迎えに行っておりまして、今こちらの方に向かっておりますが若干遅れるということにつきましてご了解願いたいと思います。

限られた時間ではございますけれども、このような形でまとめましたもの、これは最終形ではございませんので、また委員の皆様方からご意見等をいただきまして、修正等を重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご議論のほどお願いいたします。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

司会：ありがとうございました。なお、傍聴の皆様におかれましては、後ろの方に張り紙をしております傍聴要領の、傍聴する際の事項を遵守してください。

早速ですが、追加検証委員会設置要綱第 5 条第 1 項により、委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長：はい。それでは、追加の検証委員会ですね、本日が第 3 回目で最終回というふうに予定しておりますが、始めさせていただきます。

第 1 回目は 11 月の 18 日に開催いたしまして、事務局の方から再発防止策としての県の取組状況、それから事業者の責任追及について、これはちょっと非公開の部分もありましたけれども説明いただいて、第 2 回目にはそれをもとにですね、12 月 3 日に開きまして、これはそれらに対する委員会の評価ということで意見交換をしたわけです。そして、そこで尽きないご意見につきましては、事後に事務局の方にもご連絡いただくということで、それらも踏まえて本日お手元にありますこの再発防止および事業者責任追及に係る R D 最終処分場問題行政対応追加検証委員会報告書の案、これができておりますので、今日はこの案をご検討いただいて、そしてこれを確定したいというふうに思っておりますので、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

それでは、これから審議を始めたいと思いますけれども、本日はですね、再発防止についての検討、特に個人情報というものは見当たらないようなので、すべて本日は会議を公開でやりたいと思いますけれども、事務局の人、よろしいですか？

事務局：はい。

委員長：そしたら、こういうことで、今日、傍聴の皆様には最後までお聞きいただきたいというふうに思います。もちろん、先ほど事務局からもお話ありましたように、この傍聴要領というのはありますので、傍聴要領は遵守していただくようお願いしておきます。それでは、その報告案はここにありますが、他にちょっと資料が。

事務局：あ、はい。

委員長：あると思います。この資料もちょっとご説明を。

事務局：先にちょっと資料のご説明をさせていただきます。付いておりますのが、通知文でございます、個別の通知文ですので委員の方々にだけお配りさせていただいておりますが、これは何かと申しますと、実は第 1 回の時に参考資料というかたちで分厚い冊子をお配りして、そこにデータなどが載ってございました。ちょっと今回お配りいたしましたこの案の 6 ページをご覧いただきたいのですけれども、以前、ご連絡はさせていただいておる事項ですが、6 ページの一番下、報告徴収件数というところ、前回は平成 22 年度の数字ゼロというふうにあがっておったんですけれども、これは実際にゼロ件だったわけではございませんでした。実は、地方機関がした処分の件数などをちょうど今集計しているところで、そのデータが入ってなかったのが表計算ソフト上、ゼロという

ふうになっていたという手違いでございまして、それでゼロとあがっていたわけでございます。ただ、実際にはお手元にお配りいたしました通知文の写しのとおり、法 18 条に基づく照会というのを各地方機関でやっております、それを集計した結果 40 件になっておったということでございますので、資料の訂正を兼ねて根拠書類としてお渡ししたものでございます。

委員長：はい。わかりました。前回の資料では、このところ確かゼロになっていた。

事務局：はい。

委員長：これ 22 年度ですから、ここに付いてる 23 年 1 月、2 月もこの 40 の中に含まれてるわけですか。

事務局：そうです。22 年度ということですよ。

委員長：件数 40 のうちの一番直近のやつの報告徴収の通知書をそこに付けていただいたと、こういうことでご理解いただきたいと思えますね。

事務局：なお、これは報告書の添付資料ということではございませんで、確かに 40 件ありますというこの場での資料となっています。

委員長：それではね、報告書の案をですね、一応見ていきたいと思えますけれども、この報告書の案のですね、1 の追加検証の目的等からですね、2 の委員会の開催概要、それから前回の検証委員会による検証対象期間後の状況の概要、これは事務局で用意していただいたものをそこに書き込んでいるわけで、特に何かご意見がある箇所じゃないと思えますので、そこはちょっと割愛してですね、その次からちょっと検討していきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうかね。磯村さん、よろしいですかそれで。はい。

そしたらね、4 の検証のところからですね、まず再発防止策に関する事項というところがあって、県の取組というのについて、事務局の方からちょっと概略ですね、そのところ説明いただいて、そしてあと、県が今後講じようとする措置、それから検証における意見および評価ですね、このところもよく精査したいというふうに思っております。それじゃあまず、3 ページの再発防止策に関する事項の、(1) の要綱の制定による方針の明確化および組織体制の強化、このところをちょっと概略、タイトルごとにかいつまんでまとめてくださいな。

事務局：はい。まず、再発防止策に関する事項は、前回の検証委員会でご提言いただいた再発防止策 3 項目、大きく 3 項目にわたってあったわけですが、職員の認識の強化であったり、指導監督体制の強化であったり、住民との連携の強化であったりといった事項すべてに横断的なものとして要綱で方針を定めたということでございますので、

まずその要綱を制定して方針を決めましたというのが一番最初にあがってございます。検証対象は後ろで各職員の意識の研鑽であったりという項目ごとに分類してあげておりますが、その中に納まりきれない共通のものとして前へ出したような形になってございます。

平成 21 年度に告示によって適正処理の推進に関する要綱というのを定めまして、その中で特に検証委員会でご指摘いただきました、通報への対応が不十分であった、それから認識が甘かった、そういった事情があって適切な監視あるいは処分権限の行使がされなかったという事項を受けまして、それをきちんとやっていくという方針を対外的に示したというものでございます。

その具体的な内容、それを決めたことによってどのように働くのかというのは、当然のことながら、個別の立入検査の実施の状況であったり、マニュアルの整備の状況であったりといったところに現れてくるわけでございますけれども、この要綱を決めたということは、当時専門誌などに寄稿をし、滋賀県としてこういうふうにやっていくんですということを明らかにしているというような事情もございますし、あるいは県の組織目標であったり、廃棄物処理計画の審議の中などでも、こういうのを決めたのできちんとやっていかないといけないんですというような説明をさせていただいているところでございまして、このような要綱の方針というのを組織内で周知するという努力をしておるということでございます。

あと、もう 1 点、組織体制の強化に関しては、当時の検証委員会の報告書の中では平成 8 年度までが特に体制が少なく不十分であったというご指摘をいただいたところでございますけれども、この要綱は行政の責務であったり活動の指針を示したものでございまして、組織体制を強化するという事は直接入ってきておりません。ただ、これについても、実質的にはこれはまた後ろの方で言及いたしますが、それ以降、強化してきておるといふ状況になってございます。

委員長：1 の再発防止策に関する事項の (1) 要綱の制定による方針の明確化および組織体制の強化というところは、今ご説明いただいたとおりを内容として書きましたので、それでいいかと思うんですね。ですから、全体に対する検証の意見と評価というのは、そこにあるように平成 21 年度に要綱を制定して、前回の検証委員会の検証結果も踏まえた県の姿勢を明らかにしたことは、必要な事項を定めたものとして一定評価できる。ただし、詳細の評価はこの規定を受けて実施する具体的な措置に係る各論の評価と不可分でもあることから、以下の項目に示す個別の施策に関する意見および評価を併せて参考にされたいというふうにとまどめてあるんで、そのところはそれでよろしいですね。

ですから、(2) の再発防止策に関し県が講じた具体的な措置以下のところをですね、ここで確認していきたいと思えます。再発防止策については①の職員の意識の研鑽、それから②の指導監督体制の強化、それから③の住民等との連携の強化ということを先の検証委員会で提言していたわけで、それらが実際に平成 18 年の検証以後ですね、県がどのようにそれを進めていたかということを書いて、それからそれについての評価をしているわけで、まず①の職員の意識の研鑽というところをね、四角い中はさっきの検証委員会の提言をそこにピックアップしたやつですけれども、県の取組のところ、そ

れから県が今後講じようとする措置というところをまずですね、ちょっと概略説明の方
よろしくをお願いします。

事務局：はい。まず、前回の報告書でご提言いただいた再発防止策の内容といたしまして、
この箱の中に書いてある事項ですけれども、先入観にとらわれず、客観的な情報に基づ
いて正しい認識を持つ、あるいは高い規範意識を持ったり、些細なことから違反行為の
兆候を察知できるような感覚を研鑽していく必要があると、そういったことのために研
修の充実を図ることも必要であるというご指摘をいただいたところでございまして、そ
の下の県の取組として、各種の研修によってそのような規範意識であったり、あるいは
先入観にとらわれない対応であったりというのを図るように進めているということでご
ざいますが、具体的には、取組の①と申しますか、1つ目の丸で書いてございますけれど
も、産業廃棄物アカデミーであったり、九州環境技術創造道場、こういったところに参
加していく。特に後段、後段と申しますか後ろに書いております九州環境技術創造道場
というのは、自治体ではなかなか参加しているところがそれほど多いわけではないんで
すけれども、非常に濃厚なスケジュールで、年 4 回ほど実際に最終処分場での最新の技
術の動向であるとか、そういったことを見に行くほか、前回 1 回目の資料の中でも示さ
せていただいたんですけれども、例えばリスクコミュニケーションのあり方であるとか、
大規模な不適正事案の状況であるとか、そういったことについての講義やゼミ形式での
検討なども含んだものでございまして、非常に幅広く且つ専門的な内容を修得できるの
ではないかと考えているところでございます。

あと、次の丸ですけれども、本庁地方機関間での事例研究であったり意見交換会であ
ったり、こういったものも単なる座学の研修だけということだけではございまして、
具体的な県内で起こっております今現在の事象、そういったものをテーマに検討会、意
見交換会を実施しております、そうした実地に即したケーススタディと申しますか、
そういう検討がされているところでございます。

あと、前回もお示ししましたので、ひとつずつ読み上げていくわけではございませ
んけれども、各種の研修会に参加したり、あるいはこちらの方から講師として出席する
ことによって職員の意識の研鑽なども図っているところでございます。

で、県が今後講じようとする措置、次の 5 ページにある事項ですけれども、当然のこ
とながら各種研修への参加については、これを単にルーチン的なことということではな
くて、積極的な施策と位置づけて実施していくという姿勢を持っておりますし、本庁と
地方機関との連絡会、研修会、これについてもさらに充実を図ってまいりたいというふ
うに思っているところでございます。

それについてもご意見というのをまとめさせていただいたところでございますが、研
修を各種やっているというご説明をさせていただく中で、ただまあ、それによって個人
の知識、経験、そういうのが習得されたとしても、人事異動によって組織としての蓄積
が妨げられる危険があるのではないかと申しますご指摘をいただいたところでございま
す。これについては、技術系の職員については、それほど、異動の範囲も限られている
ということもあってご心配には及ばないという話をさせていただいたところでございま
すけれども、それ以外の職員についても適切な配慮が必要というご指摘をいただいたもの

思っております。

委員長：はい。ここのところは、県の方としていろんな団体の研修会に参加するとかですね、それから庁内部では本庁と地方機関との間で意見交換会とか事例研究、それから研修ということをする、さらに外部の研修に講師として出席をするというような、そういう幅の広い職員の意識の研鑽というのは説明されていましてからですね、それに対して、研修における意見および評価というところを我々まとめたわけです。ここのところ、ちょっと読んでいただけますか。

事務局：あ、はい。意見・評価のところですね。職員の意識の研鑽については、各種の研修の機会を通じて一定の対応をとっているものと認められるが、産業廃棄物処理業等の指導監督には専門的な知見や経験が必要とされる部分が大いと考えられるところ、自治体においては定期的異動により、職員の知識経験の蓄積の組織としての活用が阻害される結果を生ずることも懸念される。この点、技術系の職員に関しては、職種の特性上、その異動には一定の範囲が存するところであるが、一般行政職の職員についても異動や配置にあたり必要な配慮がなされるべきである。

委員長：はい、ありがとうございます。ここのところはそういうふうに、ここで出ました意見を踏まえて、意見・評価ということを記述しておりますけれども、ここについていかがでしょうか、過不足か何か、ご指摘はありますか。内容的にこれでよろしいですか。よいですね、そしたら、これは一応こういう評価を追加委員会でしたということを取りまとめをさせていただいてということにします。

それじゃあ今度は②の指導監督体制の強化の方に移りまして、指導監督体制の強化については、そこにありますア、イがですね、先の検証委員会で指摘・提言したことなんです。これについてどういう県の取組をしたかということ、ちょっとまた概略を説明していただいて、そして県が今後講じようとする措置のところをちょっとご説明ください。

事務局：はい。まず箱で囲ってあります前回ご指摘いただいた事項の中には、住民の方からの通報であったり、あるいは不適正処理を疑わせるような行為、こういった兆候に気づいたときには、早期発見、早期対応が重要である。ですので、そのために立入検査や報告徴収を適切、厳格に行う必要がある、あるいは日常的な報告を受けて県内の状況を把握する必要がある、そういったご指摘をいただいております。あわせて、立入検査などの実効性を高める観点から、行政指導マニュアルであったり、適切に行政処分ができるように行政処分のマニュアル、こういったものを整備する必要があるというご指摘もいただいております。

それからイといたしまして、情報を整備する。過去の情報がきちんと保存されていないというようなケースもございましたので、それについても当然のことながら保存あるいは情報の共有を図っていく必要がある。それから執行体制の充実についても、先ほどちょっと触れましたけれども、現場での監視等の対応に人員が不足していたということ

が指摘されているところでございます。ですので、廃棄物行政を遂行するための体制づくりというのが必要でございまして、そのためには化学や土木の専門知識を有する人員、あるいは住民との折衝で誠意を持って対応できる人員、こういったものについてできるだけ配置に配慮されることが望まれるというご指摘をいただいたところでございます。

それに対する県の取組といたしまして、まず指導監督権限の適切な行使についてでございますが、立入検査の充実というのを大きな柱として取り上げているところでございます。

まず1点といたしまして、年度計画をきちんと策定する。で、その年度計画の中では、その年度の重点的な監視目標というのも定めているところでございます。それから、年間目標立入検査率、これを21年度以降100%と設定しておるところでございまして、ここは前回ご説明いたしましたけれども、あらかじめ先入観を持って対応することのないようにというご指摘をいただいたところでございますので、最初から良い悪いというのを割り振って決めてしまうのではなく、必ず年1回はどの施設にも立ち入るという原則を持って臨んでいるところでございます。

それから、立入検査の実効性を確保、確保というか向上する観点からマニュアルなどの制定が必要であるというところでございまして、そのマニュアルも平成21年度に立入検査実施要領というのを策定いたしましたところでございますし、あと行政処分についても、産業廃棄物処理業者等行政指導内規という内規を定めまして、その中で例えば事実確認にあたっては法第18条の報告徴収をきちんとすること、これも前回の報告の中でご指摘いただいたことでございますけれども、そういったことをきちんとする。あるいは、実際に行政処分に移行するメルクマールを示すことによって躊躇なく行政処分を発出する方針を明示しているところでございます。

で、そのデータといたしまして、ちょっと前は資料としてお付けしておったんですけども、これを報告書の中に入れてはどうかというご意見もございましたので、ここで数字をあげさせていただいております。この中で冒頭、数字の訂正についてご説明申し上げましたけれども、法18条に基づく報告の徴収件数といたしまして、平成22年度、これはいろんな事案がございました関係で、非常に積極的に、法に基づく報告徴収というかたちで発出しているところでございます。

それからもう1点、ページをめくっていただきまして7ページでございますけれども、行政処分件数の実績、これも前回お示しいたしました数字、これをここにあげさせていただいたというところでございます。

で、その下の丸に移りまして、処分基準を策定しております。これも特定の違反に対してどういった、例えば営業停止が何日であるといった、どういう処分をするかということについて定めたものでございまして、その後ろ、これは最近始めたというわけではないんですけども、スカイパトロールを実施している、あるいは路上抜き打ち検問を実施しているということを挙げさせていただいております。

それから、不法投棄監視指導員、これは非常勤の嘱託職員ですが、を設置いたしまして、不足するマンパワーを補っているということでございますのと、夜間休日、特に夜間に夜陰に乗じてする、あるいは休日の普段監視員の回っていない時に不適正処理をするというのを見逃すわけにはもちろんいきませんので、そういうものについても、外部

の契約というかたちではございますがパトロールを実施しているというところでございます。

必要な情報の整備についても規定を設けまして、先ほどご紹介いたしました内規などにおいて、どのようにファイリングをせよというようなかたちで規定をしておりまして、例えば苦情処理簿なども、苦情だけを一つに集めるのではなくて、むしろ案件ごとにきちんとファイリングをしていくというようなかたちで措置しているところでございます。

あと執行体制の充実についてでございますが、これは平成 19 年度からは特に環境に関心のある方というのを採用するというので、環境行政職という職種を設けて、これは廃棄物行政だけに配置しているわけではもちろんないんですけれども、そういうところにも配置しておるということと、前回報告書のご指摘の中で、土木、化学、こういった専門的な職員を適切に配置するようというふうに求められておりましたところですので、そういった職種について充実を図っておるというところでございます。

で、1 点、この「なお、」というところから後ろに書いてございます部分ですけれども、一般行政部門の県職員の総数というのは、この表、1 回目からお示ししておりますが、一番左端を見ていただきますとずっと減少してきており、加えて産廃関係業務では大津市への事務の移管もあったところ、担当部門の総数としては減少しておらない、ほぼ維持されているということで、相対的に手厚い配置となっているという趣旨でご説明をさせていただいたところでございます。これについて、前回お示ししました資料では、専門職以外も含めて強化されているととれるかたちで資料を出させていただいておったんですけれども、行政職の職員などを見ますと、やっぱり減ってるんじゃないかというご指摘もいただいたところでございまして、すべての職種について「強化」ということではなくて、総数については、維持されているという点で相対的に手厚いという記述にさせていただいたところでございます。

それから、次の丸に行って、本庁による施設関係の一元的監視指導。これは事務の所掌を変えましたという話でございまして、従来であれば処理をしておる中間処理施設と呼ばれるような施設についても地方機関で見ているものがあつたわけでございますけれども、こういう大規模な施設であつたり複雑な施設であつたりというものについては、本庁が一元的に管理することによって、横断的なあるいは専門的な監視指導ができるような体制に組み替えたところでございます。

それから次の丸といたしまして、アセスメント結果の審査体制の拡充。これは一定の変更であつたり新設をしようとするときは、環境アセスメントの結果について添付書類として県に提出されるわけでございますが、これについても地方機関が審査するわけでございますが、先ほどの大規模な設備うんぬんの話でもありましたように、地方機関の審査体制というのは相対的に小さいものでございますので、そういうところそれぞれで抱え込むのではなくて、各地方機関の職員が集まって審査することによって、個々の地方機関において体制を拡充するわけではなくても全体としてパフォーマンスが向上する、そういう施策を講じているところでございます。それから、当然のことながら、対応の向上のためには研修が関係してくる。これについては先にご説明したところでございます。あと冒頭申しましたように非常勤嘱託員、あるいは委託によってマンパワーを補っていくというような事項がございます。

で、ページをめくっていただきまして、県が今後実施をしようとする措置でございますけれども、もちろんのことながら立入検査については重点的に取り組む必要があるというふうに認識しておりまして、立入検査方針、これは今後も毎年定めていくわけでございますけれども、そこで積極的な目標を定める。あるいは効果的な重点方針というのを定めて実施していきますという考えでございます。それから、人員の確保についても、人員についてはずっと縮減の傾向にありまして、増やすというのはなかなか難しいところでございますけれども、何らかのかたちでマンパワーを確保していきたい。積極的に人員の確保に努めるほか、例えば嘱託員あるいは委託で行う不法投棄監視体制の拡充などを、より積極的に処理施設の監視業務にも活用するなど、限られた人員の中で効率的な執行を行う方策を進めるというような記述とさせていただいております。

委員長：はい、ありがとうございます。今、県の取組ですね、指導監督権限の適正な行使ということについてですね、そこに今、立入検査の強化であったり、その前掲としての立入検査のマニュアルを作るとかね、内規を作成する。それから処分基準の策定とかですな、そういうのは我々ペーパーで確認できているわけですね。で、あと実際に行われていることについては、我々の今度の検証の期間は非常に短いのですね、現場でそれを確認するとかですね、というようなことはできませんでしたが、一応事務局の方から説明をいただいておりますので、それをよしとしてそこに記述しているわけです。

必要な情報の整備についても、一応そこには指導結果を記録して保存するというのもやっている。それから執行体制の充実については、今も説明ありましたが、推移から見るとそんな増えているわけじゃないという指摘もあったんですけど、これは大津市の中核市移行ということで、その分の事務量も減るといってもありますもんで、それを考慮すれば一応人員の確保というのはそれなりに手厚くされているという、そういう結論を得たということができたわけですね。

そういうことで、その取組のまとめ方、それから今後の講じようとする措置ということは、立入検査方針の積極的な目標を定めて、そして重点的な方針に基づいて厳正にやるということね。それから、人員というのをできるだけ効率的に執行を行うという方策を講ずるということですね。これらはよしとしたいと思いますけど、そこまでの取りまとめで何かご指摘、何かありませんでしょうか。特にありませんか。これまで説明いただいたところをちゃんと記述してもらっているし、一応そこに表を2つ挙げているので、この報告書の内容もそれをフォローしていただいて、一応理解いただけるようになっているというふうに考えておりますので、じゃあこれをよしとしてですね。

このところは再発防止対策の一番核になることなので、検証における意見および評価というところをちょっと読み上げてください。

事務局：はい。9ページ。検証における意見および評価のところですけども、記述といたしまして、指導監督体制の強化については、特に立入検査について、その充実を図るため立入検査要領その他の具体的な方法等を示したマニュアルを整備し、また、収集運搬業者の積替保管施設を含む県内の許可施設すべてを対象に、例外を設けることなく少な

くとも年間 1 回は立入調査を実施することとしていることは、一定、対応の措置を執っているものと認められる。

ただし、適正処分の把握に際しての実地の調査の重要性に鑑み、立入検査の拡充およびそのより効果的な実施に関して、今後とも一層の努力がなされるよう期待する。

行政処分に関しては、近年の件数比較では増加しているが、法制度の変更の影響や平成 21 年度の大津市の中核市移行に伴う対象施設の減少といった要素も考慮すると、定量的な評価はしにくいところである。ただし、最近の状況をみると、平成 20 年度には措置命令に従わない業者に対して処理施設設置許可の取消処分を行い、平成 19 年度には地元市からの連絡で発覚した排出者の処理基準違反について改善命令を発して是正させ、また、立入調査の結果判明した維持管理基準違反について処分業者に施設の改善命令を発して是正させているといった状況があること、さらに行政処分に携わる担当職員間での意見交換等の機会の拡充が図られていることなどからは、一定、積極的な対応が執られていることが窺われるところであり、今後も、関係するマニュアルや規定の充実を進めるとともにその趣旨を徹底し、違反行為等に対して厳正に対処されたい。

廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収については、前回の検証委員会の報告書においてその積極的な活用が求められているところであるが、その後の平成 22 年度には大幅な件数増加が見られるなど、その趣旨が反映されていると見ることができる。

なお、法の強制力を背景とした措置までは至らないケースについても、事業者に対して行った行政指導や指摘に関し、その記録等の整理、解析を通じて今後の事業者への指導に活用するなどして、不適正処分等の予防の観点からの早期の段階での指導監督の強化を図られたい。

執行体制の充実に関しては、環境衛生指導員の資格保持者の配置の強化がなされているほか、前回の検証委員会の報告書で指摘された平成 9 年度前の不十分な人員体制に比べて増員、強化がなされており、また、直近においても一般行政部門の職員総数の減少に比して相対的な人員体制の充実が見られるなど、一定の対応がなされているものと評価できる。

委員長：はい、ありがとうございます。このような内容で委員の皆さんからいただいた意見、後で補足していただいた意見をまとめているわけですけれども、いかがでしょうか。ここの点について何かご指摘、ご意見あるいは過不足について、いかがでしょうかね、何かご発言ありますか。

渡部委員：内容的にはこれでいいと思うんですけど、ちょっと一定っていう言葉が多すぎるような気がする。

委員長：どこ。

渡部委員：検証における意見および評価なんですけれども、4 行目のところに一定っていうのがあってですね。9 ページの検証における意見および評価のところの。

委員長：えーと。聞こえにくいんですけども、9ページの。

渡部委員：9ページの検証における意見および評価のところなんですけれども、その言葉として一定っていう言葉が少し多すぎるような気がする。内容的にはいいんですけど。その箇所としては、上から4行目のところに一定っていうのがあって、それから行数ではあれですけども、2段落目のところの下から3行目に一定っていうのがあって、それから最後から1行目のところにも一定っていうのがあって、少し代わりの言葉に置き換えていただいた方が。言葉だけの問題なんですけど。

委員長：そうですね。細かい文章のところについてのご指摘も当然いただいて結構なんですけど、そうですね、そしたらね、このところ、ちょっと直したいと思いますけどね、この辺りについては事務局と私に一任していただくことでよろしいですか。

渡部委員：それをお願いいたします。

委員長：じゃあ、その今のご意見を踏まえてですね、事務局と相談して直して、また見ていただきますけれども、今ここでそういう手直しするっていうのは手間ひまかかるんで。

渡部委員：はい、結構です。

委員長：はい、ありがとうございます。他に何かありませんか。細かい言葉の何か表現の仕方とかこのあたりももちろん構わないわけですけどね。そしたらまた後でお気付きになったら指摘していただくとして、一応この検証における意見および評価、このところはそれで我々の意見を反映してよしということにさせていただきたいと思いますね。

それで③のですね、住民等との連携強化という、このところも先の検証委員会の報告書で提言、指摘されているところ、これについてどういう取組をしてるかということをもまずそこに記入してるんですけど、こことそれから県が今後講じようとする措置のところまでですね、ちょっと概略をまた事務局の方で説明してください。

事務局：はい。前回の報告書でご指摘いただいた再発防止策の内容といたしましては、情報公開について積極的にせよという話と、説明責任をしっかりと果たしていく必要がある。あるいは住民からの苦情や情報に適切な対応を行うことで信頼を生む努力を行うことが必要である。特に住民の方々は絶えず処分場を監視している、県が得られない情報を有しているという観点から、よりよき連携のあり方を探る必要がある。あと現場の地方機関、あるいは他の部局との情報交換の促進に努める必要があるというご指摘をいただいたところでございます。

これに対する県の取組といたしまして、まずは情報公開については、行政処分の事実を公表していくと、誰がやったということも含めて、誰がどのような行為をしたことによってどのような処分を受けたとか、これを広く公表しているところでございますし、処分基準なども一定公表している、公開しているところでございます。

あるいは施設などにつきましても、法の規制では直接説明会等が求められておられない小規模な施設であったり変更であったりについても、要綱によってまた別個に説明会を開催するよう指導しているところがございますし、あるいは特に不法投棄については事業者、事業者といっても実際に処分をしておられる方ではなくて地域を巡回しておられる方、こういった方のご協力も得ながら対応しているところがございます。あるいは「地域協働原状回復事業」といったようなことをしておりまして、民間の所有地において投棄されているようなもの、これについてもなかなか対応がとれないという現実がございますので、こういったことについて、事業者あるいは行政が協力して早期の撤去であったりといった措置を講じているところがございます。

それから、専用の通報電話を設けておったり、あるいは大津市との間では、大津市は特に産業廃棄物行政を平成 21 年度から移管しておりますので、処分権限なり監視指導の権限は大津市にあるとは言うものの、同じ滋賀県の中にあるということで連携を強化していくための措置を講じているところがございます。

あと、ページをめくっていただきまして、地方機関単位で、特に不法投棄対策については住民の方なども参加するかたちで「地域ごみ対策会議」というのを設置しているところがございます。

今後講じようとする措置でございますが、情報公開については、立入検査の結果や処理施設に係る測定データの公表など、一層積極的に公開することで透明性を高めていくと、それから、県の説明責任を果たす観点からは、現在公開している要綱や基準等を活用し、県の産業廃棄物行政についての方針を明示するとともに、住民の不安、疑問等に対して早期に解消するよう対応していく。それから、住民の方からの情報に基づく立入検査等については、情報の入手について、より効果的な方策を研究していくと、そういった方向で措置をしようと考えておるところでございます。

委員長：はい、これは住民の皆さんとの連携が十分に保たれてなかったから RD 問題というのが早い時期に防止できなかったという、そういう指摘があったんで、その防止策、いわゆる再発の防止策として、住民の皆さんとの連携を密にして何かちょっと問題があるときにはすぐに通報してもらおうようなね、そういう風通しの良さでもって未然に防ぐと、現にこれが実施されて未然に防がれたとか何かそういうケースありましたよね、確か。

事務局：はい。通報に応じて立入検査をして。

委員長：あるよね。だから、これは一応、前に比べたら随分住民の皆さんとの連携が強化されてるっていうことになろうかと思っておりますので、それを我々としては評価する。ですから、11 ページのところを見ていただいて、検証における意見および評価のところね、ここはちょっと短いので私が読ませていただくと、住民等との連携強化に関しては、行政処分についての情報提供や、地域連携事業といった一定の取組がなされていると認められるものの、違反発見者からの通報制度その他の情報把握の措置に関し、一層の周知、充実を図る方向で取り組まれないと、こういうふうにとまとめたわけです。

このところね、何か「地域連携事業といった一定の取組がなされていると認められるものの」とあると、何かちょっとあれやな。ここで一回切る。

事務局：はい。

委員長：「認められる」ということで切ってね、「今後さらに」とか何か言ったらいいんところがいますか。

事務局：はい。そういうふうに直させていただきます。

委員長：それは評価してね、「今後さらに、違反発見者からの通報制度その他の情報把握の措置に関し、一層の周知、実施を図る方向で取り組まれない」ということで、何か「ものの」というと何か否定的にちょっと聞こえるから。

事務局：ご意見として、いろんな例えば電話設置したりいろんな形で受けますっていうその中で、ルートとしては知事への手紙という形で出てきたり、いくつかルートがございますので、そういったものも併せて全体的に評価してはどうかというご意見もいただいたところでございます。ただ、潜在的にどれぐらい本来通報の対象となる案件があるのかというのが分からない中で、それほど非常にたくさん来てるわけでもない。前回おっしゃっていただいたように、それでどんどん言われてパンクするというような状況でもないわけですので、もっとおそらく周知などをする必要があるのだろうと。

あと1点、ちょっと修正ですけれども、11ページの一番上、3行目の真ん中なんですけど、市長や住民「段階」と書いておられますのが、これが誤記でございまして「団体」の誤りです。

委員長：「住民段階」じゃなくて「住民団体」。

事務局：「住民団体」ということで。

あともう1点、この住民との連携のところでご意見をいただきました内容といたしまして、RDに係るその後の措置についてもここへ含めたらどうか、ここからはちょっと外れるかもしれないけど、ということで、ここでご意見をいただいたところでございますが、もう一度戻っていただきますと、1ページの追加検証の目的というところなんですけれども、検証委員会のそもそもの議論の射程といいますか目的といたしまして、これは産廃特措法の方針の中でも触れられているんですけれども、基本的に、産業廃棄物の不適正処分を行った者等に対して行う措置に関して検証していくと。前回の検証でも、いろいろ当時稼働中に具体的にどういうことがあったのか、それに対してどういう措置をとったのかという検証をして、その再発防止策をお示しいただいたところで、今回、それを踏まえたかたちでこの①と②、前回の検証委員会が提出した報告書に記載された再発防止策に関する滋賀県の取組というのと、それから破産手続開始決定後の責任追及に関する取組、この2つについて検証するというところでございますので、先ほどのご意

見は直接ここに書き込むというのがなかなか難しいご意見だったのかなと思っております。これについてはまた後で出てまいりますから、最後のところで触れるという。

委員長：検証委員会じゃなくて対策委員会がまとめられた内容との関係のようなことは、ここは再発防止策なんで、ちょっとここに何かRD問題のいわゆる対策委員会の求められたことを織り込むとなったら、ちょっとずれてくるんでね。

事務局：前回いただいたご意見のご趣旨をなるべく反映しようといいたしますと、今現在、検証委員会の状況の概要というところ、1ページ目でございます、1ページの一番最後の三というところの2段目、パラグラフというか、一番最後の記述でございますが、対策委員会の事情についてちょっと言及しております、対策委員会は最終的に委員の多数決により最多数が得られた案を推奨案として提示したと、けれども県はその推奨案と異なる案を対策方法として選択したと、これによって県と周辺自治会との間で合意が得られなかったという客観的な状況を書かせていただいたのと、最後のところで、今後とも住民との話し合いを進めてやっていくべきであるというようなご趣旨なのかなというかたちで、今書かせていただいております。

委員長：だから結局、再発防止策のこの記述箇所は、RD問題を契機として県の対応とか住民の皆さんとの連携というのが不十分だったということを指摘したんで、それを改善してどこまでこの5年間でそれを実施したかということがメインに書かれているということですよ、これね。だから、RD問題と直接じゃなくて、RD問題が教訓になって今の措置が執られているっていうことの説明になるわけです。

それでね、2ページのところの、ど真ん中のところに「そして現在、1次対策工事について」って書いてあるでしょ。

事務局：はい。

委員長：その「1次」っていうのをね、洋数字になってるでしょ。ところが一番最後のね、表のところの「一次対策工事」っていうのは、横の字になってるでしょ。どちらかに合わせた方がいい。

事務局：わかりました。

委員長：そしたら、この再発防止策についての検討ということで、我々の意見はそこに盛り込んだんですけど、これでよろしいでしょうか。どうぞ。

磯村委員：特にこうしろとか、ああすべきだとかっていうふうじゃないんですけど、今ちょうど言っておられたことに絡むんですけど、要するにRD最終処分場問題っていうふうに対象を絞ってるんじゃないくて、これを契機として滋賀県の守備範囲が広がっているという説明が入っているというのはいいと思うんですけど、それが大津市との間での

職員派遣とか、これはそういうものなんでしょうね。RDが直接大津市に関係ないですね。

事務局：そうですね。大津市に職員を派遣するというのが、何らかのRD問題からの教訓として直接得られたということではございません。

磯村委員：そうですね。だから、そういう意味では滋賀県がいろいろなところと連携して廃棄物処理についての対応をしていると、それはそういうことでそこはいいんだと思います。ところが、名前出した方がいいとかっていうわけじゃないんですけどね、栗東市とかと滋賀県との関係っていろいろある。

事務局：そうですね、栗東市は直接産業廃棄物処理に関する権限を持ってございませんので、それについて例えば滋賀県の教訓をお伝えするというとおこがましいんですが、そういった調整をするということはないんですけれども、ただ例えば一般廃棄物、不法投棄なんかに関しての情報提供といったかたちでの関係は当然あり得るかと思います。

また、RD問題としては別途、県市連絡協議会というのを設けてやっておりますが、ただそれはまたちょっと再発防止策からは離れる話なのかなということですよ。

磯村委員：なんか例えば11ページの上から2行目の丸のところなどに、「市町や住民団体」の中におそらく栗東市っていうのもね、入っているのであれば、せつかく大津市が出るなら栗東市も。

事務局：はい。何らかのかたちで、では栗東市というのも。

委員長：RD問題についてね、県が責任を取るといこともさることながら、栗東市も何かそれは当然そういう栗東市の行政としていろんな対応が遅れたっていうことは否めないわけやな。だけどそれは、県が指導をしなかったから栗東市が十分に対応できなかったというのがあるかもしれんけど、栗東市自身も何かちょっと手遅れだったということも言えるわけですよ。それはどうなんですか。

事務局：産業廃棄物を所管するのは県がやっております、市は一般廃棄物の権限といたしますか、仕事の内容を分けておりますので、今の内容、直接RDの不適切な処理に対して市はどうだったかというところは直接言えるところではないのかなと。

委員長：産業廃棄物ですから、産業廃棄物は市町村の処理の対象じゃないわけやな。一般廃棄物。

事務局：今、大津市っていう名前が出てきましたのは、中核市という、いろいろ大きな権限が、今まで県でやっていたものをできるように団体に途中からなりましたので、大津市については産業廃棄物を、大津市内の産廃物は県の手から離れているといったらあれ

ですけど、大津市内は大津市がやっている。滋賀県内の大津市以外の部分は滋賀県がやっているという、こういう住み分けになっている。他の市町さんと県は、連携してやっておりますけれども、産廃は県、一廃は市。大津市は一廃も産廃も大津市がやっている。

委員長：そうすると、RDの所在地の栗東市も他の自治体も同等に扱われるっていう話で、特に栗東市にはね、この再発防止策でね、これまで以上に何か指導をしているとかそういうことを書くというのではないわけやね。

事務局：はい。ただ完全に切り分けてですね、市町さんは産廃は関係なし、うちは一廃は関係なしとかそんな話ではないので、情報を密にしながらやっておりますが、そこで栗東市さんのその時の責任という部分について、なかなか書くことはできないと思ってるんですけども。

磯村委員：責任を問うという側面よりも、むしろこれからもう少し情報交換をすることで、住民団体と県の間には栗東市なら栗東市というのが積極的な役割を果たすとかというところで評価していくということはあるんじゃないかなと思います。

委員長：大津市が出てくるからね、栗東市も。

それじゃあ、そこのところのね、一応ご意見はご意見として、そういう特定の市ね。特定の市としてはこれまで出てきたのは大津市は出てきてるわけだ。

事務局：はい。

委員長：だけど他の市は一回も顔を出してないわけやな。ここの報告書では。だから、栗東市が出てくるということについては、事務局の方としてはどうですか。

事務局：最後のところの地域ごみ対策ということで協議会を設置しておりますので、その中にいわゆる不法投棄の後の解決策について、該当市町との連携はさらに必要というかたちで、個別名称じゃなくて、いろんな不法投棄もございますので、たまたまRDについては大変全国的にも大きいという事例でございますけれども、県の廃棄物行政という立場からいくと、ちょっと栗東市さんだけをここに名前を出すと他のところから見られるとちょっと違和感ございますので、そういう意味で、不法投棄が行われた市町があった場合には、解決としては特に十分連携をしながら早期の解決を図っていくというようなかたちの一般的な記述というかたちであれば馴染むのかなというふうに思いますけれども、RDにつきましては、前回の検証委員会においても栗東市さんのいろいろ行政対応の中で、一応県の行政対応でしたけれども、いろんなヒアリングの中で栗東市さんの行政対応はですね、大変問題があったとかいうことじゃなくて、やはり権限を持っている県の対応ですね。実際の事件が起こってからは栗東市さんと連携を取りながら、また栗東市さんは栗東市さんとして独自のいろんな委員会を立ち上げながら地元市として積

極的に行っていただいたので、そういう意味からいきますと、この再発防止策という中でちょっと栗東市さんという名称を、固有名称というのはちょっと。

委員長：馴染まない。

事務局：馴染まないのではないかなと。

委員長：ただ、あそこのところはもうちょっと書けるんじゃないですか。つまり、対策工事のね、対策委員会の住民の皆さんといたらみんな栗東市の方でしょ。

事務局：はい、そうですね。

委員長：そういうことやな。だから一次対策のところであつと栗東市が顔を出すというのはあり得るわけや。

事務局：ここは、状況のところの 2 ページの上のところですけども、ここに簡単に書いてますけれども、そこに、先ほど説明しましたように、県と栗東市との間で連絡協議会なんか設けながら常に情報交換とか意見交換しながらやっておりますので、その点についてこのところで事実として盛り込まさせていただきたいと。

委員長：そうですね。それがいいと思うな、私もね。どうもありがとうございました。

では、そういうことで、栗東市が出てきてもですね、特に他の市の人がこれを見ても奇異に感じないような箇所に栗東市が顔を出すということは悪いことじゃないので、そういう処置をさせていただくということで、これもちょっと私の方に一任いただくということでよろしいですか。はい、ありがとうございました。

そしたらね、11 ページのいわゆる 1 番のね、再発防止策に関する事項ですね、これについてはこういう記述で我々も評価は今読み上げていただいたようにしたということしていきたいと思えますけど、よろしいですか。

磯村委員：はい。

委員長：よろしいですね、これでね。はい、ありがとうございます。

そしたらね、2 のところに移りましてね、関係事業者等に対する責任追及に関する事項、これはもう紛れもなく RD に関わっている問題ですよ。

事務局：はい。

委員長：ですから、このところがやっぱり重要なんで、ちょっとこのところはですな、まず県が講じた措置というところ、一回ちょっと読み上げてください。

事務局：はい。前回まででは具体的な事業者のデータですとか、こういったところでどういふことをするつもりという個別の話が出てきましたので、非公開とさせていただいたんですけども、今回そういう個別の話は出てまいりませんので、一応公開ということでございます。公開の場でこれが出てくるのは初めてですので、読み上げるというかたちで、はい。

委員長：いいですよ、読んでいただいたら。

事務局：まず、県が講じた措置でございますが、1つ目、平成20年のドラム缶等の掘削調査から始まっております。で、これは関係事業者等に関する責任追及の話ですので、もちろん県の対応であったり住民の方からの通報であったりというのは、平成20年より遙かに前からあったわけでございますけれども、現在直接責任追及に繋がる事象ということでスタートさせていただいております。

で、平成20年のドラム缶等の掘削調査について、県は、ドラム缶の埋立状況等について調査するため、平成18年から平成19年にかけて元役員および従業員131人に対し報告徴収を行った。その結果得られた情報を勘案して不適正処分が行われた場所を推定し、平成20年2月から3月にかけて掘削調査を行った。その結果、廃油の入ったドラム缶142個等を発見した。

②といたしまして、平成20年度の措置命令の発出についてでございます。県は、平成18年4月12日に、それまでに確認された、旧RD最終処分場に埋め立てることのできない廃油等の入ったドラム缶等および木くずの埋立の事実を理由として、それらおよびそれらに起因して汚染された廃棄物、土壌等の撤去をRD社に命じていたところであるが、上記①の掘削調査の結果さらに確認された不適正処理の事実を受けて、旧RD最終処分場全域を対象として、次のとおり措置命令を発出した。

アといたしまして、措置命令の発出日は平成20年5月28日である。

イといたしまして、措置命令の相手方は、株式会社アール・ディエンジニアリングと、その元社長である佐野正。

ウといたしまして、措置の内容。これは着手の期限が平成20年7月28日で、履行期限は本年、平成23年9月27日でございます。で、措置の内容は4点ございまして、(ア)から(エ)までの記載の内容でございますが、対象地、これは旧RD最終処分場全域でございます、から埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。次に、対象地の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。それから、対象地において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。対象地に存する使用が廃止された焼却炉から、残存、付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。この4点について措置を命じたところでございます。

また、掘削調査により発見された廃棄物およびその製造者等に対して行った調査の結果から得られた情報等も踏まえ、上記の措置命令の理由となった不適正処分の推定時期等を勘案し、埋立処分に関与した元代表取締役以外のRD社の元役員および従業員に対して、次のとおり措置命令を発出した。

発出日がアでございます、平成 20 年 7 月 24 日。

イの措置命令の相手方は、元担当役員 2 名、それと元従業員 1 名、計 3 名でございます。

それから、ウの措置の内容といたしましては、内容を先に読み上げますと、対象地の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。これは上に書いてございます RD 社と佐野元社長に対して命じた措置のイと同じ内容でございます。これについては、着手期限が平成 20 年 12 月 24 日。で、履行期限は法人および元社長に対する措置命令と同じ平成 23 年 9 月 27 日となっております。それから、併せて、同年、同年というのは平成 20 年でございますけれども、平成 20 年 6 月 4 日付で、法第 19 条の 8 第 1 項後段の規定に基づく確知できない処分者に対する措置命令の公告を行っているところでございます。

それから次、③といたしまして、措置命令に係る行政代執行の実施および当該代執行費用の回収についてでございます。

県は、上記②記載の措置命令に関し、履行期限は未だ到来していないものの今後措置命令に係る措置が講じられる見込みがないことから、平成 21 年 7 月 29 日に、緊急対策工事として焼却炉の撤去ならびに水処理施設の修理および運転のための措置に着手し、このうち焼却施設の撤去等の工事を平成 22 年 7 月 23 日に完了した。

そこで、当該緊急対策工事に係る費用 94,117,579 円を現時点で請求可能な額として、焼却炉からのばいじん等の飛散流出の防止措置に係る措置命令の対象者に対して請求した。その請求および回収の状況は次のとおりである。

ア RD 社に対する請求に係る国税徴収法第 82 条第 1 項の規定に基づく交付要求といたしまして、交付要求の日は平成 22 年 10 月 22 日。交付要求額は 94,117,579 円。回収額は、現在、破産手続中であるため未回収であります。破産手続終了時に回収される見込みである。この交付要求は、RD 社は破産しておりますから破産管財人に対して要求しているということでございます。

次、ページをめくっていただきまして、イ RD 社元代表取締役に対する納付命令。納付命令日が平成 22 年 10 月 22 日。請求済額は法人に対する額と同額の 94,117,579 円。回収済額は 1,733,536 円でございます。

次に、施設設置許可の取消しも行っております。これは平成 20 年 5 月 28 日付けの措置命令によって、当該区域からの生活環境保全上の支障に対する責任、関係があるということが明確になったこと。それから、RD 社の破産手続が開始された旨、破産管財人から法第 9 条第 6 項に基づく届出が提出されましたが、これが欠格要件に該当するというので、平成 20 年 5 月 28 日付けで産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消しました。

それから、⑤ 刑事訴訟法第 239 条第 2 項に基づく刑事告発でございます。平成 20 年 5 月 28 日付けの措置命令について、着手期限を徒過しても着手しなかったことから、同年 11 月 17 日に元代表取締役を滋賀県警察本部長あて刑事告発しております。本事件は大津区検察庁において起訴され、大津簡易裁判所において、同年 12 月 25 日に罰金 100 万円が確定しておるところでございます。

それから次、⑥ 排出事業者に対する責任追及でございます。現存する資料を収集した結果、排出事業者に対する調査のための基礎資料といたしまして、RD 社が毎年県に

提出していた産業廃棄物処理事業実績報告書、RD社保有の契約書等の一部、県が過去にRD社に照会した際の処理実績の報告といった情報が得られました。これを基に、RD社に処理を委託した排出事業者、この中には中間処理業、RD社は中間処理業の許可も持っていましたので、中間処理業に係る委託契約対象者も含んでおるわけですが、この排出事業者を特定し、これまでに、生活環境保全上の支障との関連が疑われる715社に対する照会および違法な埋立てが疑われる時期に締結された契約の記録758件を確認いたしまして、処理を委託した時期、品目、処理方法、委託量等の確認を行ったところでございます。そのほか、これらの情報から委託基準に違反した委託をしている疑いが強いと考えられた排出事業者について立入調査を行っております。その結果、現時点では措置命令の根拠となる事実が確認されたとはいえないことから、現状、排出事業者と収集運搬業者からの代執行費用の徴収はないところでございます。

委員長：はい、ありがとうございます。まずここまでですね、関係事業者等に対する責任追及に関する事項として、RD関係者に対して県がこういった措置をしたと説明いただいているわけです。何か過不足な点はありませんか。大体まあ説明いただいたところを取りまとめてもらっていると思うのですが、よろしいでしょうか。

これは、話がちょっとずれますけど、今度、産廃特措法のいわゆる環境省の同意を得るといふ実施計画をした際に、この代執行にかかった費用は補填の対象にはならないわけね。

事務局：はい。ここで挙げております、今現在挙がっております9,400万円については、これは県が単独で実施しております。

委員長：これは国の同意があっても、それは同意を得た後の代執行費用というのがそれなりの割合で国が負担するというので、それ以前のやつはあかんわけやな、これは。

事務局：そうでございます。

委員長：だから、丸々、とにかく焦げ付いたら県の損失になっちゃうわけですか。

事務局：そういうことです。

委員長：これは何としても取り立てないといけないということやね。そして、排出事業者に対する責任追求っていうのだけど、これはよその実施計画なんか見ても、なんか排出事業者の責任が明らかな場合にというような書き方してるね。

事務局：はい。

委員長：だから、明らかじゃないとなかなかちょっと追求は難しいという面はあるのだとは思うんですけど。

磯村委員：責任追及ってというのは、責任があるかないかの調査をしているというふうに理解したらいいのですよね。

事務局：はい。今現在は不適正処分についての責任の有無の調査をしている段階でございます。最終的には措置を命ずるか、あるいは納付を命ずるかというのが目的ではございますけれども、そもそもそういう対象者が挙げられるのかどうかというのを調べているところでございます。

委員長：結局、今ここで書いてある追求ってというのは、白か黒かということの調査をしているということね。

事務局：そうでございます。ですので、全体の話をしていきますと、今現在措置命令をかけております法人であったり役員であったりという方についてはいかにして回収するかという視点の話でございまして、それ以外に関与した者として、撤去を命じたりあるいは納付を命じたりすることができる者は他にもいる可能性があるということで、それについては、そもそも誰なのか、あるいは措置が命じられる可能性があるのかないのかというところをまず調査しておるところでございます。

委員長：磯村先生、どうぞ。

磯村委員：すいません。全然この文書とは関係ない質問で申し訳ないですけど、これ例えばどういう契約内容かとか、いろんな書類をチェックしているわけですね。

事務局：はい。

磯村委員：これは相手の任意に基づいて提供される資料ですか。

事務局：いいえ。まずこちらの方で保存しておりました、以前お話いたしましたように、こちらの方で毎年毎年報告を徴収しておりまして、既にもう蓄積されているデータがございます。それから破産後に破産管財人の了解を得てRD社から持って帰ってきたといえますか、借りてきた書類もございます。あとは、それ以外の排出事業者あるいはそこで疑わしいとなった排出事業者に対しては、書類なり報告なりを求めるわけでございますけれども、そこで法18条の照会というのが出てまいりまして、それは報告を怠ったりしたときには罰則の担保があるということです。

委員：わかりました。はい。

委員長：そしたら、ここまでの記述を一応良しとすることにして、県が今後講じようとする措置の、このところちょっと読み上げてください。

事務局：はい。RD社の不適正処理に係る事業者等の責任追及に関し今後県が講じようとする措置は、次のとおりである。

まず1つ目に、既に措置命令を発した者に対する措置。措置命令により課されている義務については、現在、処分者等により支障の除去が履行される見込みはないことから、今後、当該措置についても法第19条の8第1項の規定に基づく行政代執行により履行することとしている。

この行政代執行に要する費用についても、請求が可能となり次第、これまでの納付命令に追加して納付を命じ、財産調査により把握した財産について回収のための措置を講じる。

それから2番目。既に措置命令を発した者以外の処分者等に対する措置といたしまして、確知できていない処分者等については、前述のとおり法第19条の8第1項後段の規定に基づく公告を行っているところであり、今後、不適正処分への関与が確認できる者に対しては、法第19条の5第1項第1号に規定する「当該処分を行った者」に該当するとして、措置命令または納付命令を発出する。

③ 排出事業者に対する措置といたしまして、現時点では、立証可能性の観点から直ちに排出事業者に対して措置命令を発出することは困難であるものの、さらに精査が可能な情報が存することから、廃棄物処理法第15条の5または第15条の6の該当性の有無について引き続きより詳細な調査を行い、措置命令の根拠となる委託基準違反等の事実の把握、確認に努め、積極的に責任を追及する。

委員長：はい、ありがとうございました。ということ今后やろうということなんですけれども、いつまでというようなことは一応言えるんですか。

事務局：いいえ。これは可能であればずっとということになります。

委員長：特に期限を区切るというのはちょっと苦しいわけやね。

事務局：はい。期限を切ってそれ以降はもう免責のようなかたちになるという発想はございませんので。

委員長：この内容を見たら大体理解できるように、相当厳しくやっ払いこうという表れがそこに出てくると思うんですよね。ですからこれは、我々が先の検証委員会の際に提言したことを忠実にというか、きちっと推進をするということが表れていると思いますよ。そしたら、検証における意見および評価というところをちょっと読み上げてください。

事務局：はい。納付命令に係る債権の回収については国税滞納処分の例による強制徴収が行われており、また、その他の事業者についても一定の調査検討がなされているなど、現に責任追及のための措置が講じられているともいえるが、県が入手している書類等のなかには個別の詳細な調査確認がまだされていないものもあり、引き続き調査分析を行

う必要がある。

旧RD最終処分場における行政代執行には巨額の費用を要すると見込まれるなかで、当該代執行に係る産業廃棄物の不適正処分につき責任が認められる者に対しては、最大限の負担を求めていくべきである。排出事業者の責任の追及には困難を伴うことも想定されるものの、RD社の関係者等からの回収も含め、法的に可能な最大限の措置を執るとの観点から、個別の対応の検討にあたっては、県庁内の債権徴収担当部局との連携はもとより法律実務に精通した外部の専門家の助力を得つつ進めていくなど、効果的な手法を講じて確実な回収に努められたい。

委員長：これで、県が今後講じようとする措置でね、措置命令出して、そして相手がやらなきゃ代執行していくというのをね、最終的にはどこまでそれをやるってことになるんですか。つまり、対策委員会が言っていたA2案とかね、そういうのをとことんやっていくとなると、それを全部あそこから取り出すまで皆やれという話になるよね、相手に。それやらないから代執行してっていう話になる。そのこのころの代執行の対象っていうのは、どの時点までなるんですかね。

事務局：どの時点といいますか・・・

委員長：時点っていうか、どの程度まで。

事務局：実際に、例えば浸透水による地下水汚染のおそれを防止する措置を講じろという措置命令があるわけですけども、その措置というのが具体的に何であるかというのはこちらとしては示していないところでして、必要な措置はすべてやれという状態にあるわけでございます。

実際に事業者がその措置を講ずるということになったときにそれをどこまでするのかというのは、こちらでは今の段階では窺い知れないところで、実際にやることを見て、あるいはこういうことをするという計画を見て、それが十分であるかどうかという評価をすることになると思うんですが、実際には、今の段階でそれをする者というのが想定できない中で措置を講じていくということでございますので、代執行というかたちで実施するわけでございます。

で、その時には、当然のことながら代執行で実施する範囲というのは、そのおそれを防止する上で必要かつ合理的な範囲ということになってございますので、そこに要した経費はすべて本来義務者が負担すべき経費であったという認定のもとに請求していくかたちです。

委員長：だからね、12ページのところにね、20年の5月28日にね、措置命令を出したアイウエってあるでしょ。

事務局：はい。

委員長：このアイウエというのがね、9,400 万円で全部県がね、アイウエをやり遂げたって
いうわけじゃないわけだね。

事務局：もちろんそうではございません。この 9,400 万というのは、このアイウエで言
うとエにかかるものだけでございまして。

委員長：エが 9,400 万円になるわけか。

事務局：焼却炉の撤去に係るものでございますのでエだけで、地下水の汚染であったり
ということについては、今現在、一次対策工なりそれ以降の工事に対応していくとい
うことでございます。

委員長：そうすると、同じようなことがまた措置命令の内容としてあるということが考
えられるわけだけど、アイウということについて、それをやらんとか言えばアをもっと
執行するとか、イを代執行するとか、ウを代執行するとかということは今後やってい
くということになるわけやね。

事務局：そうでございます。

委員長：それに要する費用というのが、一応国の補助の対象か何かになるというよう
なことで理解すればいいわけね。

事務局：はい、そうです。

委員長：わかりました。そうしたら、検証における意見および評価のところでは何か
ご指摘ありませんでしょうか。

ここでは排出事業者のことも一応触れて、追求には困難を伴うだろうけれども、諦
めるなということをおっしゃるわけですね。その点の評価でよろしいかと思うのですけ
れども、ここは、これでよろしいですか。

磯村委員：何かあの・・・。

委員長：どうぞ。

磯村委員：いいですか。費用負担っていうのはどういうふうな、どういう基準でして
いくのかって、今後の検討課題なのですよ。

事務局：はい。例えば措置に要する費用の全額を請求できるのかといったような
ことは、さらに具体的な状況に即してということになります。たとえば発見された
ものに依拠してということになります。

磯村委員：あと、ちょっと先ほど言われたんですけど、何年責任が問われるかっていうのを、50年経っても100年経ってもってということにはならないんじゃないですか。

事務局：それは、違反状態というのが継続しておりますので、それについて昔の話だからもう問わないというかたちには。

磯村委員：今でもしているわけではないですよ、でも。

事務局：もちろんそうですが・・・

磯村委員：だから、その作業が終わったその年から何年かはその債務を取ることができても。

事務局：時間は、通常の債権の時効というかたちのものは、請求権を得てからはもちろん関係してまいります・・・

磯村委員：それでいいですか。

事務局：あ、ただ、それは債権が一体いつから発生したのかという話がございまして。

たとえば、県が行為を確知できない状況であれば命令できませんし請求権がまだ発生しないという状況にある。一方、県に既に請求権があるということが客観的にいえる状態にあるにもかかわらずということであれば、そこから請求を怠ったりした分については当然時効の対象となるかと思えます。

委員長：そういうことになるのでしょうかね。そしたら、一応ここの2の責任追及に関する事項は重要なので、そこで記述されたことを全部読み上げていただいて一応確認したわけで、検証における意見および評価もこれでよしということにしたいと思えますけれども、よろしいですか。よろしいですね、はい。

そしたら、一応我々も短期間で検証を追加している訳なので、前のように10回も11回も開いてないので、この程度で止めるという限界があるのですけれども、これを今回の報告書の内容とさせていただきたいと思えますね。

そして、「おわりに」というのをちょっと付けてありますけれども、「おわりに」のところをちょっと読んでみてください。

事務局：はい。本検証委員会は、現時点での措置の状況について検証したものであるが、いうまでもなく、検証の対象となった措置や取組みは未だその途上にある。

そのことを前提に検証したところによれば、前回の検証委員会が再発防止策として提示した事項については、総じて誠実に対応していると評価できる。ただし、その成果が十分に上がるように引き続き充実が求められる面が多々あること、また、事業者に対す

る責任追及についても今後も調査分析を加えて積極的な回収の努力がなされるべきことも、既に指摘したとおりである。

さらに若干の付言をすると、本検証委員会の設置の契機となったRD最終処分場問題については、今もなお話し合いが続けられている状況にある。現在、一次対策工事について県と住民との間で合意がなされるなど一定の進展がみられるところであるが、今後の対策についても、引き続き県と住民との間で話し合いが重ねられ、同問題の一日も早い解決がみられることを期待して、本検証を終えたい。

委員長：はい。ここで第一次対策工事について話し合い、だけどその前のところの、RD最終処分場問題について今もなお話し合いが続けられているっていうのは誰と話し合いしているかっていうのがちょっと分かりにくい、知らない人が読むとね。

事務局：はい。

委員長：だからこのところに、今もなお、栗東市民って話になるわけか。

事務局：そうですね。ここでの言い回しで言いますと、先に出てきました言い回しを見ますと、県と周辺自治会との間でということになります。

委員長：このところを、誰と話しているかっていうのが分かるように、「なお」の次に話し合いの相手方をちょっと入れるのがいいと思うんですね。第一次対策工事について県と。

事務局：今、周辺自治会と申し上げましたが、自治会自体はなんというか人格もございませんし、実際に誰を対象にしていると書けばよいのかはまたご相談を。

委員長：話し合いっていうのは、関係自治体と話し合っているという訳とは違うの。

事務局：先ほどの話ともちょっと関係するかもしれないんですけども、栗東市さんにも事務局になっていただいたりして共同でしたりもしておりますので、何らかの形で栗東市さんと県も話をしている状況でして。

委員長：それでは、このところ県と住民とになってるけど、何かもうちょっと具体的に関係自治体とかね、なんか栗東市が入れられたら栗東市を入れるということだね。ちょっとそうしたいと思いますけど。それでよろしいですか。そこを直す。

一次対策工事っていうのをね、前に伺ったことがあるけど、もう一回確認をすると、市民の皆さんとか住民の皆さんと一応県が合意したとか・・・。そのいきさつはあれでしたね、対策委員会でまとめて、対策委員会の多数意見がA2でしたよね。

事務局：はい。

委員長：ということで、それは全部撤去するというような内容だけど、それについて県としては別な案を出したというわけでしたね。それで話し合いが全然まとまらないというところだけれども、環境省の副大臣が来た時点からちょっと話が、少し上手いこといくようになって、結局、一次対策工事というのが、当面の措置とするということで、その一次対策工事というのは、なんかあそこのところに埋まっているものから何か有害なやつをピックアップすると、それでそいつをとにかく取り除いてしまうということはやるといふ、それが一次対策工事っていうことになるんでしたっけ？

事務局：はい。A2案というのは、基本的に全量を対象に掘削し、ただ埋め戻せるものは埋め戻すという案でございまして、それと同時に出ておりました別の案、あの時点で最多数であったのでない方を県としては採用したということでございまして、それがおっしゃったように、記載しておりますように、違うのを選んだということもあり合意がなかった・・・

委員長：それはいつまでにやるんですか。一次対策工事っていうのはね、いつまでにやるのですか。

事務局：今現在調査中でございますけど、今までの調査で見つかったところを取りあえず来年度実施したいと思っております。まだ調査続きますので、有害物をできるだけ探して取るということなんですけれども、今の段階で見つかった悪いところを24年度、来年度です。あとのところは調査中ございまして、そこについてもまた有害物を探して取り、あるいは取りきれない分について対策をしていくというような全体の対策を、引き続き調査して、また皆さんと話をし、25年度以降になります。その他の工事も含めてやっていきたいなど。一次対策工事につきましては、有害物を探して取る中の、今既にもう見つかっているところをまずは取りたいということで、来年度実施をさせていただくということで、周辺の自治会の皆さんと合意を得ているということです。

委員長：それが終わった先どうするかっていうことについては、また話し合いをするわけですか。

事務局：二次対策についてはまだ話し合いの途中ですので、二次対策でどのような対策工事を行うのかという点につきましては、今後も、一部の話し合いはもう始めておりますけれども、そこら辺の話し合いを続けていって、それでもって第二次のいわゆる実施計画ですね、それを環境省にOKをもらおうという部分が残っておる。ただそれは、5年も先までという時間があるものではございませんので、聞くところによれば、やはり来年度中には二次対策についても一定の計画を出すような方向になるのではないかと。

委員長：そうするとあれですね、近頃、一次対策工事という話し合いがついたから、それで一応何て言うのですか、話し合いは中断しているというわけじゃなくて、引き続き第

二次の工事や何かについても、今もう既に話し合いがずっと進行しているということになるわけ。

事務局：そうです。

委員長：一応、ずっと話し合いが続いているわけですね、今も。ああ、わかりました。私はこの第一次のが、一応話し合いがついたから、これが終わるまでとにかくちょっと中断して、来年とか再来年にまた話し合っ、その後どうするかということで行くのかと思っただけ、そんな悠長なことじゃなかった。

事務局：はい。次にどういうことをやるか、平行して話し合いを続けております。

委員長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、おわりのところで、そういうふうにならば対策委員会がまとめられて、住民というか自治会の皆さんと話し合いをしていくということについては、RD最終処分場の不始末をどうするかということも一応話し合いが続けられておられるわけなんで、それについても我々としては無関心なわけじゃないんで、そこに書いたようなそういう解決を図るよう期待するというので書かせていただいたけれども、ただ直接的にどうするかというのは、さっき言ったような再発防止対策というのからはちょっとずれるということと、それからRD問題についてはこの検証では責任追及の問題について矢面に出てくるということになるということで、対策委員会で考えた措置についてどうするかというものの評価の会議じゃないということになるんで、ここに、しかし昔の話ではないということで書かせてもらったということで行きたいと思っただけ、この辺りどうでしょうかね。よろしいですね。

そしたらこういうことで取りまとめて、ここには報告書の案となっていますけれども、これちょっとケアレスミスとかですね、先ほど言ったようにちょっと字句を直すとかね、そういうところがあるんだけど、これ私と事務局にちょっと一任していただくことでよろしいですか。

委員：はい、結構です。

委員長：よろしいですね、はい。そしたらこれちょっと直して、また直したものを、お三方の先生方にまたお送りするというだけでも、それについて更に改めて何か会合を開いて確認をとるとか、そういうことはちょっと控えさせていただきたいということで、一任いただくということをお願いしたいと思います。

本日はこういうことで、この報告書の案をですね。

事務局：ちょっとすいません。委員長と後で調整する話ですけど、ちょっと1点だけ、表の中にある措置命令の件数、この措置命令の件数は稼働中の施設に対するものだけになっておまして、この中には潰れたRDに対する措置命令は入っていませんが、表の

性質からいうとおそらく平成20年度のところの措置命令には7件というのがこの表に入
ってまいりますので、そこも併せて修正させていただきます。

7ページの表でございますが、説明の中で出てきましたRD社の関係者に対する措置命
令というのが、件数でちょっと挙がっておりませんでしたので。

委員長：ああ、この行政処分数の実績ってところ？

事務局：はい。この中で本来であれば下から2行目の処分者等に対する措置命令の平成20
年度のところにRD関係が5件入っておるはずだったのですが、ここでは現に動いて
いる施設に対する措置命令以外を数えておりませんでして。

委員長：ここの項目ね。そこのところも適切にちょっと手直すことにしましょう。

そしたら本日、一応やり遂げるべきことを、委員の皆様のご協力を得て確認精査でき
ましたので、若干の微調整のところは一任していただいて、事務局とのすり合わせをし
て直して、報告書を完成させるということにさせていただきます。それについては、当
然、委員の皆さんに修正したものをお送りしてご了承を得るということにさせていた
きますね。

それでは本日のこの追加検証委員会でやるべきことを終えましたので、一応これで私
の方の司会進行は事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

司会：委員長ならびに委員の皆さん、長時間のご審議ありがとうございました。事務局の
方から何か連絡事項とかありませんか。それでは最後に、琵琶湖環境部長の藤本からひ
と言ごあいさつ申し上げます。

事務局：委員の皆様方には誠にありがとうございました。3回の会議だけでなく、その合間
合間にもいろんな形でご意見とか多忙な中ご協力いただきましてありがとうございました。
我々、県行政にとりまして2つの大きな責務があると思っております。長きにわた
って問題になっておりますRD問題、これについてできるだけ早く解決を図ること、さ
らには検証委員会等でご提言いただきましたことを真摯に受け止めながら、しっかりと
今後も引き続き努力していく、そのことによって二度とこのようなRDのような問題が
本県において発生しないように日常の業務に取り組んでまいると、この2つの責務があ
ると思っております。それに対して、関係行政機関の職員一同、頑張ってみりたいと
思っております。

最後になります。今後本県のいろんな行政、特に廃棄物行政等につきましては、
委員の皆様方、今後もお力添えをいただくことがあるかと思っておりますが、どうぞよろしく
ご協力をお願い申し上げます。お礼のごあいさつに代えさせていただきます。どうも
ありがとうございました。

委員長：どうもご丁寧に、恐縮です。

司会：以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上